

令和 2 年

第 2 回議会臨時会会議録

自 令和2年5月13日

至 令和2年5月13日

福島県会津坂下町議会

令和2年第2回会津坂下町議会臨時会会議録

令和2年5月31日から令和2年5月13日まで第2回臨時会が町役場議場に招集された。

令和2年5月13日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として3番物江政博君、4番赤城大地君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

◎諸報告

◎議長（水野孝一君）

日程第3、緒報告についてであります。議長より1件を提出いたします。町長から報告1件の提出がありました。議長報告第3号「専決処分の報告について 専決第4号損害賠償の額の決定について」であります。朗読を省略して内容の説明を求めます。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

議長報告第3号、町長報告第1号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

す。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、報告をするものであります。

専決第4号「損害賠償の額の決定について」ご説明を申し上げます。

本件は、令和2年2月21日午前7時頃、会津坂下町大字塔寺字松原地内の、町道「八幡神社前通り線」で、発生した対物事故についての損害賠償であります。

事故の発生の経緯であります。町道「八幡神社前通り線」の路面である、一辺約30センチメートル、厚さ3センチメートルの、正方形タイル2枚が破損しており、その上を、対象乗用車が通行し、その破損していたタイルの破片が跳ね上がり、乗用車のエンジン等を保護するために、エンジン等下部にありますフロント・フロアカバーを破損させたことによる損害の賠償であります。賠償する相手方の住所、並びに氏名でありますが、

であります。

損害賠償の額は、フロント・フロアカバー破損の修理に要しました、22,077円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年4月3日に、専決処分を行なったというものであります。報告は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

皆さん、おはようございます。本日ここに、令和2年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、専決処分の報告 損害賠償の額の決定の町長報告1件、条例改正、補正予算にかかる専決処分の報告及びその承認について4件、条例改正1件、一般会計補正予算1件、計7件の提案となります。

これらの案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第28号から議案第33号まで一括上程

◎議長（水野孝一君）

日程第４、議案第２８号「専決処分の報告及びその承認について 専決第１号 会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」から議案第３３号「令和２年度会津坂下町一般会計補正予算（第２号）」までの６件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第２８号 専決処分の報告及びその承認について

専決第１号 会津坂下町税条例等の一部を改正する条例

議案第２９号 専決処分の報告及びその承認について

専決第３号 令和元年度会津坂下町一般会計補正予算（第６号）

議案第３０号 専決処分の報告及びその承認について

専決第５号 会津坂下町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第３１号 専決処分の報告及びその承認について

専決第６号 令和２年度会津坂下町一般会計補正予算（第１号）

議案第３２号 会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

議案第３３号 令和２年度会津坂下町一般会計補正予算（第２号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。まず、議案第２８号について説明を求めます。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

議案第２８号 専決処分の報告及びその承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和２年３月３１日に次のとおり専決処分しましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第１号 会津坂下町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。今回の会津坂下町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。第１条と第２条により条立による改正となります。この度の主な改正点となりますのは、個人住民税に係る、扶養親族申告書記載内容及び非課税措置の改正、及び固定資産税の納税義務者に係るみなし規定の改正並びに、たばこ税の課税免除の改正などであります。

まず、条立てにより第１条の改正についてご説明を申し上げます。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」によりご説明を申し上げますので、「新旧対照表」をご覧ください。

右側の「旧」が「改正前」、左側の「新」が「改正後」であり、下線部分が改正箇所であります。

1 ページをお開き願います。

第36条の3の2及び第36条の3の3の改正は、地方税法の改正に伴い、改正するので、令和3年度以後の分の個人町民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦寡夫控除の見直しに伴い、個人町民税の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者18歳以下の児童の父または母に限定しないこととされるため、単身児童扶養者に係る関係規定を整備するものであります。

次に、2 ページをお開き願います。

第48条第2項の改正は、租税特別措置法の改正による、項ずれを改正するものであります。

次に、第54条の改正につきましては、地方税法の改正に伴う字句等の変更及び第5項に固定資産税の納税義務者等において、調査を尽くしても所有者が明らかにならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定が法改正の新設にあわせて新設をするものであります。以下、第5項を第6項とし、各項を繰り下げるものであります。

次に、4 ページをお開き願います。

第61条中の改正は、地方税法の改正に伴う項ずれによるものを整理するものであります。

次に、5 ページをご覧ください。

第74条の3の新設についてであります。固定資産税に係る現 所有者の申告制度化に関する規定であり、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができる規定が新設されたものであります。

次に、第75条は、地方税法の改正に伴う文言等の変更によるものであります。

次に、第96条は、地方税法の改正に伴う項ずれ及び文言等の変更によるものであり、「たばこ税の課税免除の適用にあたり、卸売 販売業者等において課税免除事由に該当することを証する書類の保存をもって、申告書への当該書類の添付を不要とするなど、」手続きが、簡素化されたものであります。

次に、6 ページをお開き願います。

第98条第1項の改正及び第131条第6項の改正は、地方税法の改正に伴う項ずれによるものであります。

附則第6条並びに7 ページ第7条の3の2第1項の改正は、元号の改正に伴う変更であります。

附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る 町民税の課税の特例の改正でありまして、近年の肉用牛経営が極めて不安定な状況であるため、産業基盤の維持、新たな雇用の創出などが必要なことから課税の特例について、令和6年度まで特例措置が3年間延長するものであります。

次に、7 ページから13 ページまでの附則第10条から第23条、までの改正は、地方税法の改正に伴う項ずれ及び字句等の変更、並びに、元号の改正に伴う変更であります。

ただし、12 ページの、附則第17条の2第1項及び第2項の改正は、優良住宅地の住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る町民税の課税の特例（税率の軽減）について、適用期限が、令和2年度から令和5年度まで3年間延長するものであり

ます。

次に、14ページをお開き願います。

条立てによります、第2条の改正は、「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例を、さらに改正するものでありまして、第2条中、第24条第1項第2号の改正規定を削除し、附則につきましては、附則第1条第3号を削除し、第4号は、文言等の変更をし、附則第3条を削除するものであります。

次に、新旧対照表の15ページから24ページにつきましては、元号の改正に伴う変更でありますので、説明を省略させていただきます。

本文にもどっていただきまして、本文の5ページの後段の方になりますが、附則第1条にて、この条例は、令和2年4月1日から施行する。というものであります。

附則 第2条では、「町民税に関する経過措置」であり、6ページの附則 第3条では、「固定資産税に関する経過措置」を表記したものであります。附則第4条から、第8条につきましては、元号の改正に伴う変更であります。

このように、地方自治法第179条 第1項の規定より令和2年3月31日に、専決処分をさせていただきました。以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に議案第29号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

「議案第29号、専決処分の報告及びその承認について」

専決第3号、令和元年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

第1条第1項につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ142万円を減額し、歳入歳出それぞれ73億688万3千円とするものであります。第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものであります。

第2条は地方債の補正であり、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による、とするものです。この専決につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決したので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものであります。その内容は、幼稚園における新型コロナウイルス対策及び事業費の確定に伴う起債額の補正であります。

1ページをご覧ください。「第1表歳入歳出予算補正」であります。詳細は事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。「第2表 地方債補正」であります。今回の補正は、変更が3件であります。消防施設整備事業2件及び農地農業施設災害復旧事業は起債対象事業費の確定による起債額の減であります。なお、3件とも起債の方法及び利率、償還の方法につ

いては変更がございません。

事項別明細書の１ページをご覧ください。１総括であります。

歳入につきましては、１４款「県支出金」が８万円の増、２０款「町債」が１５０万円の減で歳入合計１４２万円の減額補正であります。

２ページをご覧ください。歳出であります。９款「消防費」、１０款「教育費」、１１款「災害復旧費」は財源内訳の補正、１４款「予備費」は１５０万円の減額補正であり、財源内訳としましては、「国県支出金」が８万円の増、「地方債」が１５０万円の減であります。

３ページをご覧ください。２歳入であります。１４款２項３目「衛生費県補助金」につきましては、幼稚園における新型コロナウイルス対策による８万円を増額するもので、補助率は１０／１０であります。２０款１項６目「消防債」につきましては、「会津地方広域市町村圏整備組合負担金」及び「県総合情報通信ネットワーク負担金」の起債対象額の確定により１１０万円の減額とし、１４目「災害復旧事業債」につきましては、昨年１０月に発生した「台風１９号の被災農業施設復旧工事」の起債対象額の確定により４０万円を減額するものであります。

４ページをご覧ください。３歳出であります。９款１項１目「非常勤消防費」は、財源内訳の補正であります。１０款４項１目「幼稚園費」は、新型コロナウイルス対策のため消毒液や除菌剤、ハンドソープ等を購入し感染防止を強化するもので８万円を増額したものです。１１款１項１目「農業施設災害復旧費」については、財源内訳の補正であります。最後に、１４款１項１目「予備費」については、歳入・歳出の調整により１５０万円を減額するもので、予備費総額は４,８６８万８千円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に議案第３０号について説明を願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第３０号 専決処分の報告及びその承認について

専決第５号 会津坂下町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第８６条第２項の規定により傷病手当金を支給することとなりました。この支給にあたっては、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和２年条例１号）の交付・施行後に構成市町村において、傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務が必要となり、会津坂下町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行ったものであり、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和２年４月２７日に専決処分をいたしましたので、議会へ報告し、その承認をお願いするものであります。

詳細については、新旧対照表により、ご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください

さい。

新旧対照表の右側の欄が改正前、左側の欄が改正条例案であり、下線の部分が改正箇所であります。

第7条第7号に、(7)の2 広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えます。議案にお戻りください。

附則として、施行期日を、関連法の施行期日と同日の令和2年4月27日とするものです。

説明は、以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に議案第31号について説明を願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

「議案第31号、専決処分の報告及びその承認について」

専決第6号、令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条第1項につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94万円を増額し、歳入歳出それぞれ68億2,094万円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものであります。

この専決につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月28日に専決したので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものであります。その内容は、新型コロナウイルス対策による補正予算であります。

1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正であります。詳細は事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

1総括であります。歳入につきましては、13款「国庫支出金」が2万円の増、14款「県支出金」が92万円の増で歳入合計94万円の増額補正であります。

2ページをご覧ください。歳出であります。

4款「衛生費」は653万4千円の増額、14款「予備費」は559万4千円の減額補正であり、財源内訳としましては、「国県支出金」が94万円の増額であります。

3ページをご覧ください。2歳入であります。

13款2項3目「衛生費国庫補助金」は、妊婦への産前・産後のサポート事業として布製マスクを配布するもので2万円を増額するもので、補助率は1/2であります。

14款2項3目「衛生費県補助金」は、幼稚園における新型コロナウイルス対策費で92

万円を増額するもので、補助率は10/10であります。

4ページをご覧ください。3歳出であります。

4款1項5目「新型コロナウイルス対策費」は、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクや消毒液、除菌剤、ハンドソープ、非接触式体温計等を購入し感染防止を強化するもので653万4千円を増額したものです。内訳として、

①妊婦への布マスクを一人に8枚を年3回の合計24枚送付するもので4万2千円を計上しました。

②役場庁舎での職員及び来庁者の感染防止策として飛沫防止パーテーションの設置や消毒液、非接触式体温計4台等を整備するもので115万1千円を計上しました。

③農村環境改善センターの利用者用消毒液を整備するもので1万1千円を計上しました。

④糸桜里の湯ばんげの利用者用消毒液や非接触式体温計2台を整備するとともに、合同企業説明会で使用するマスクや消毒液を整備するもので56万9千円を計上しました。

⑤小学校で使用する児童用マスクや消毒液、非接触式体温計2台を整備するもので214万7千円を計上しました。

⑥中学校で使用する生徒用マスクや消毒液、非接触式体温計1台を整備するもので99万6千円を計上しました。

⑦子育てふれあい交流センターやわんぱく事業、ホームスタート事業、ファミリーサポート事業で使用するマスクや消毒液、非接触式体温計3台を整備するもので44万2千円を計上しました。

⑧保育所で児童用のマスクや消毒液、非接触式体温計1台を整備するもので25万2千円を計上しました。

⑨幼稚園で園児用のマスクや消毒液、非接触式体温計2台、加湿器2台を整備するもので95万4千円を計上しました。

最後に、14款1項1目「予備費」につきましては、歳入・歳出の調整により559万4千円の減額とし、予備費総額は2,458万5千円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第32号について、説明願います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議案第32号「会津坂下町 特定教育・保育施設 及び 特定 地域型 保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、町条例を改正するものであります。

改正する内容ですが、現在、保育料の利用者負担額につきましては原則、月額としており、利用者負担額の日割り計算が可能なのは、月の途中においての入退所、月途中の施設

変更などに限定しております。

今般の法改正では、新型コロナウイルス感染症への対応として、公衆衛生の観点から、保育所等の臨時休園や自粛要請などにより、保育の提供がなされなかった場合について、利用者負担額を日割り計算できるように措置されたことから、町も、同様に、国の基準に基づき利用者負担額について日割り計算を可能とするため、本条例を改正したいというものであります。

詳細につきましては、参考資料の 新旧対照表により、ご説明を申し上げます。参考資料の 1 ページをご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後、下線部分が改正箇所であります。改正後の方でご説明いたします。第 4 条の見出しを、「利用者負担額の日割り計算」と改め、第 4 条本文では、日割り計算の算出方法のみを定め、日割り計算のできる要件については、第 4 条の前段で「次に掲げる」に改め、号建てにより、1 号、2 号として追加したものです。

1 号については、現在実施しております「月の途中において入・退所等があった場合」であり、2 号が今回新たに追加いたします「新型コロナウイルス感染症により臨時に休園等をする場合」であります。

以上が新型コロナウイルス感染症対応の一環として改正したいとする内容であり、その他の、第 4 条中も改正箇所、及び、新旧対照表の 2 ページ別表第 2 の下のほうにあります備考 1 の改正箇所については、今回の条例改正に合わせて文言の整理をするものであります。

本文にお戻りください。付則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 2 号の規定は、町が国の緊急事態宣言後に、保育所の登園自粛要請を開始した、令和 2 年 4 月 22 日から適用したいというものです。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 33 号について、説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第 33 号 令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによりたいというものであります。

この補正予算は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」によるものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、16 億 467 万円を追加し、歳入歳出それぞれ、84 億 2,561 万円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。

1 ページをご覧ください。第 1 表歳入歳出予算補正であります。事項別明細書により、ご説明申し上げます。事項別明細書の 1 ページをご覧ください。1 総括であります。

歳入につきましては、1 3 款「国庫支出金」16 億 467 万円の増額補正であります。

2 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款「総務費」及び 3 款「民生費」の総額 16 億 467 万円の増額補正であり、財源内訳としましては、国庫支出金 16 億 467 万円の増額であります。

3 ページをご覧ください。2 歳入であります。

1 3 款 2 項 1 目「総務費国庫補助金」15 億 8,449 万 7 千円の増額につきましては「特別定額給付金」の給付に係る補助金で、一律 10 万円の給付金が 15 億 7 千万円と事務費 1,449 万 7 千円を増額するものです。

また、2 目「民生費国庫補助金」2,017 万 3 千円の増額につきましては「子育て世帯臨時特別給付金」の給付に係る補助金で、児童手当の支給世帯に一律 1 万を給付する給付金 1,876 万円と事務費 141 万 3 千円を増額するものです。

4 ページをご覧ください。3 歳出であります。

2 款 1 項 1 1 目「特別定額給付費」は「特別定額給付金」の給付に係る事業費で、2 節「給料」200 万 1 千円、3 節「職員手当等」472 万 1 千円、4 節「共済費」42 万 5 千円は、給付金支給事務に従事する「会計年度任用職員」2 名を 5 月から 10 月までの期間、雇用するための経費及び職員の時間外勤務手当であります。

10 節「需用費」138 万 5 千円は申請書印刷のための印刷費や封筒代です。

11 節「役務費」278 万 9 千円は申請書等の送料や給付金振込手数料であります。

12 節「委託料」317 万 6 千円は申請内容や振込口座情報の入力業務とシステム開発の委託料であります。

5 ページをご覧ください。

18 節「負担金及び交付金」15 億 7 千万円は一人あたり 10 万の給付金で 15,700 人分を計上したものです。

3 款 2 項 5 目「臨時福祉給付費」は「子育て世帯臨時特別給付金」の給付に係る事業費で 10 節「需用費」8 万 6 千円は申請書等の用紙代及び封筒代であります。

11 節「役務費」34 万 2 千円は申請書等の郵便料及び給付金振込手数料であります。

12 節「委託料」98 万 5 千円は給付事務に係るシステム開発の委託料であります。

18 節「負担金及び交付金」1,876 万円は児童手当の支給世帯に 1 万の給付金を給付するもので、1,876 人分を計上したものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

◎議案第 28 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

質疑・討論・採決は 1 件ごとに行います。まず、議案第 28 号「専決処分の報告及びその承認について 専決第 1 号 会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎13番（青木美貴子君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、青木美貴子君。

◎13番（青木美貴子君）

専決処分ということで、専決されたということなんですけれども、税条例の固定資産税についてなんですけれども、空き家対策も含めて、このことによって、少し空き家対策の変更とか関わりとかがあればお聞きしたいと思います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

みなし規定の関係だと思いますが、通常我々は、土地と上のいわゆる構築物が借りている方と違う場合、上に住んでいられる。これは自分で例えば建物を構築されて。下はちょっと相続の関係で、調査をした後ですね、どうしても見つからないという場合に、規定した場合、みなし課税ということで、いわゆる住んでいる方にもそれがなりますよ、ということなんです。今まではこういった明確なこともないし、当然坂下町としては、これは課税はしてないということです。ただ、状況としては当然、下の土地の部分ですね、土地の所有者と建物の所有者というのは、それぞれ我々も当然固定資産税の課税の関係がありますので、その辺は把握してございますので、ただ、それが空き家対策なり、いわゆる危険家屋の対策になるのかというと、ちょっと未知数でありますけれども、そういったところも連携を取りながら、こういった課税の仕方も今度はあるんですよということを周知しながら対応していきたいというふうに思います。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もつきたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第２８号「専決処分の報告及びその承認について 専決第１号 会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２９号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第２９号「専決処分の報告及びその承認について 専決第３号 令和元年度会津坂下町一般会計補正予算（第６号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第２９号「専決処分の報告及びその承認について 専決第３号 令和元年度会津坂下町一般会計補正予算（第６号）」を採決いたします。

この採決は、挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３０号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第３０号「専決処分の報告及びその承認について 専決第５号 会津坂下町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第30号「専決処分の報告及びその承認について 専決第5号 会津坂下町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は、挙手をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第31号「専決処分の報告及びその承認について 専決第6号 令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第31号「専決処分の報告及びその承認について 専決第6号 令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。
この採決は、挙手をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第32号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

◎議員（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎議員（赤城大地君）

国の法律の方を把握していなくて大変申し訳ないんですけども、これは、今回のコロナの緊急事態宣言が出されている間のみの対応でしょうか。それとも今後、例えばインフルエンザとかで保育園が休園になった場合も適用されるものでしょうか。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

今回、2号で追加したものにつきましては、子ども子育て支援法第58条第4号に規定するものは、新型コロナウイルスに限るものであります。今回のこの感染症が終息して、コロナ感染に対する日割り計算がなくなった時には、この条例から削除となることになっております。この第58条というのは、今、保育給付費、国負担金のものが日割り計算にも適用するという内容の改正になっております。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もつきたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第33号「令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号「令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は、挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議とします。再開を11時とします。

(午前10時50分)

(休議)

◎請願

(午前11時00分)

◎議長（水野孝一君）

日程第5、次に、請願第1号「飲食業・観光業に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための対策のさらなる加速を求める意見書提出の請願について」を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

異議なしと認めます。

請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

ここで、お手元に写しを配布しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

請願番号、第1号

受理年月日、令和2年4月28日

件名、飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための対策のさらなる加速を求める意見書提出の請願について

請願者住所氏名、会津坂下町字西南町裏甲4005—13 会津坂下町商工会 会長 五十嵐正康

紹介議員、物江政博 赤城大地

◎議長（水野孝一君）

請願第1号につて、紹介議員の説明を求めます。

◎議員（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎議員（物江政博君）

それでは、提出いたしました請願書を紹介議員を代表して私が説明させていただきます。

飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための
対策のさらなる加速を求める意見書提出の請願について

新型コロナウイルスの影響で、多くの飲食業、観光業に携わる事業者をはじめとする幅広い業種の事業者が大きな打撃を受けており、本県においても発出された緊急事態宣言による休業要請や外出の自粛が続くと、経営に困難を来し倒産する事業者が多く出てくるのが危惧されます。

一方で、感染拡大を防ぐためには、休業要請や外出自粛は必要なことだと事業者側も理解しており、来店を促すこともできず、黙って耐えている状況であります。

飲食店、宿泊施設、観光事業者、また影響を受けている中小企業者が廃業や倒産に追い込まれることを防ぐためにも町、県、国及び関係機関に、速やかな展望の持てる救済策、経済対策の実行をお願いしなければなりません。

新型コロナウイルス感染の抑制と早期の終息をめざし、終息後の飲食業・観光業をはじめとする中小事業者の廃業、倒産防止のために、また新型コロナウイルス感染終息後も、事業を継続するためにも、刻々と変化する現状に鑑み、必要な以下の経済対策を速やかに講じるよう関係機関に意見書を提出していただけますよう地域経済団体を代表してお願いいたします。

1. 営業自粛により困窮する中小事業者の固定費等の補填のための公費により助成の早急な実行
 2. 営業自粛による職をなくする従業員の休業補償制度の拡充と速やかな手続きの履行
 3. 中小事業者の固定資産税の減免・免除と、それにより減少する地方税の国費による補填のための交付税措置
 4. 中小零細企業の借入金の返済猶予を行いやすくするための金融機関への指導と助成
 5. 感染終息後における地方観光業の早期回復と物流経費軽減のための高速道路の無料化の実施と、それにともない影響を受ける船舶業界等への公的な支援策の実施
 6. 感染拡大時の国内医療機関の混乱を軽減するためのあらゆる法令改正の速やかな決断と実施
- 以上です。

◎議長（水野孝一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号「飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済

のための対策のさらなる加速を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。請願第1号を採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、請願第1号「飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための対策のさらなる加速を求める意見書提出の請願について」は採択することに決定されました。

◎追加日程

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

議員提出議案第4号「飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済のための対策のさらなる加速を求める意見書の提出について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議員提出議案第4号「飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための対策のさらなる加速を求める意見書の提出について」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案配布のため暫時休議いたします。

(午前11時08分)

(休議)

◎議長（水野孝一君）

(午前11時10分)

再開いたします。

議員提出議案第4号「飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための対策のさらなる加速を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第4号

飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済

のための対策のさらなる加速を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和2年5月13日

提出者	会津坂下町議会議員	青木美貴子
賛成者	同	目黒克博
同	同	蓮沼文明
同	同	物江政博
同	同	赤城大地
同	同	横山智代
同	同	渡部正司
同	同	小畑博司
同	同	佐藤宗太
同	同	山口順子
同	同	渡部順子
同	同	五十嵐一夫
同	同	酒井育子

会津坂下町議会議員 水野孝一様

飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための
対策のさらなる加速を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの影響で、多くの飲食業、観光業に携わる事業者をはじめとする幅広い業種の事業者が大きな打撃を受けており、本県においても発出された緊急事態宣言による休業要請や外出の自粛が続く、経営に困難を来し倒産する事業者が多く出てくること危惧されます。

一方で、感染拡大を防ぐためには、休業要請や外出控えは必要なことだと事業者側も理解しており、来店を促すこともできず、黙って耐えている状況であります。

飲食店、宿泊施設、観光事業者、また影響を受けている中小企業者が廃業や倒産に追い込まれることを防ぐためにも、さらなる対応の加速をお願いしなければなりません。

新型コロナウイルス感染終息後も、事業を継続するためにも、刻々と変化する現状に鑑み、さらなる対策の加速、拡充をお願いいたします。

記

1. 営業自粛により困窮する中小事業者の固定費等の補填のための公費による助成の早急な実行
2. 営業自粛による従業員の休業補償制度の拡充と速やかな手続きの履行
3. 中小事業者の固定資産税の減免・免除と、それにより減少する地方税の国費による補填のための交付税措置
4. 中小零細企業の借入金の返済猶予を行いやすくするための金融機関への指導と助成
5. 感染終息後における地方観光業の早期回復と物流経費軽減のための高速道路の無料化の実施と公的な支援策の実施
6. 感染拡大時の国内医療機関の混乱を軽減するための関係法令改正の速やかな決断と実施

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年5月

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 宛
経済産業大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
経済再生担当

◎議長（水野孝一君）
提出者の説明を求めます。

◎13番（青木美貴子君）
議長、13番。

◎議長（水野孝一君）
13番、青木美貴子君。

◎13番（青木美貴子君）
飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための対策のさらなる加速を求める意見書提出について。
飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方経済救済のための対策のさらなる加速を求める意見書提出の請願についての意見書でございます。先ほど、請願第1号で説明がありましたとおり、新型コロナウイルスの影響により緊急事態宣言が発出され、飲食業や観光業等に携わる中小事業者においては、営業自粛や休業を余儀なくされております。国においても様々な対策が講じられておりますが、営業自粛や休業中の補償はもちろん、この新型コロナウイルス終息後も事業が継続できるよう、なお一層加速して対策を講じていただけるよう、意見書（案）のとおり提出するものでございますので、なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）
これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）
質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）
討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議員提出議案第4号「飲食業・観光業等に携わる中小事業者の救済及び地方

経済救済のための対策のさらなる加速を求める意見書の提出について」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

これをもって、令和２年第２回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(閉会 午前１１時５７分)

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和２年５月１３日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員